

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」で新たに規定された事項

(公布：平成 24 年 5 月 11 日 施行：平成 25 年 4 月 13 日)

(1) 体制整備

- ① 発生時における県対策本部の設置
 - ・ 政府対策本部が設置された場合、直ちに県対策本部を設置。
 - ・ 「長野県新型インフルエンザ等対策本部条例」及び「長野県新型インフルエンザ等対策本部規程」を平成 25 年 4 月 13 日施行済。
- ② 県及び市町村新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
 - 策定にあたっては、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴取。
- ③ 指定地方公共機関の指定
 - 都道府県の区域内で、医療、医薬品の製造又は販売、ガス供給、輸送などの公益的事業を営む法人・団体を指定。発生時には、業務について国、県、市町村などと相互に連携協力し、対策を実施する。
- ④ 特定接種の実施（登録事業者への予防接種）
 - ・ あらかじめ厚生労働大臣の登録を受けている事業者（医療関係者、公務員、指定地方公共機関等）の従業員に、先行的予防接種を実施。
 - ・ 登録・接種方法等の詳細は、今後国から示される予定。

(2) 新型インフルエンザ等緊急事態宣言

- ① 病原性が高い新型インフルエンザ等が国内で発生し、国民生活及び経済に甚大な影響を及ぼす恐れがある場合は、政府対策本部長が「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を行い、次の事項を公示。
 - ・ 緊急事態措置を実施する期間（2 年を超えない期間）
 - ・ 緊急事態措置を実施する区域（都道府県の区域を想定）
 - ・ 緊急事態の概要（発生状況、ウイルスの病原性、症状等）
- ② 緊急事態発生時に都道府県知事が行うことができる措置

- 1 外出の自粛要請、学校・興行場等の使用制限の要請・指示
- 2 臨時の医療施設の開設
- 3 必要な医薬品、医療機器等の運送の要請
- 4 医薬品、食品、医療機器、燃料等の売渡しの要請・収用
- 5 公衆衛生上の危害の発生防止のための緊急時の火葬、埋葬の実施
- 6 生活関連物資等の価格の安定のための措置